

(仮称)未来につなぐ川西市中小企業振興条例(案)要綱への意見提出手続を実施します

川西市は、このたび、「(仮称)未来につなぐ川西市中小企業振興条例(案)要綱の素案を作成しましたので、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成 22 年川西市条例第 16 号。)第 9 条の規定に基づき、この案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

本条例は、市民が安心して豊かに暮らせるまちづくりを実現するとともに、創業や企業活動を支える環境を整え、これからの社会を担う子どもたちが夢を持ち、まちに愛着が持てる環境作りを行い、地域の活力を未来につないでいける社会基盤の構築を目指すことを目的とするものです。

I 募集期間 令和 7 年 12 月 1 日(月)から令和 8 年 1 月 6 日(火)まで**II 案の公表方法**

① 産業振興課(本庁舎 2 階)、市政情報コーナー(本庁舎 2 階)、大和行政センター及び市内各公民館(川西南公民館、川西公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵公民館)、各コミュニティセンター(牧の台会館、多田東会館、加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館)、アステ市民プラザ、中央図書館、パレットかわにし、黒川里山センター、川西市商工会、まちなか交流拠点「マチノマ」、「Pivot 川西」で公表

② 川西市のホームページ(<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>)の「パブリック・コメント」のページに掲載

**III 意見の提出方法**

書式は自由です。案件名、氏名、住所(川西市以外にお住まいの方については、在勤、在学、利害関係人のいずれに該当するか。)、年齢を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 市ホームページ等:「意見提出専用フォーム」から意見を提出
- ② 電子メール : kawa0181@city.kawanishi.lg.jp
- ③ 郵送 : 〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号 川西市役所産業振興課あて
- ④ ファックス : 072-740-1332

IV その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人情報は公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【意見提出手続】

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be a standard notebook or ledger page.